

阿蘇中岳火口周辺での撮影ルールについて

中岳火口周辺は、多くの利用者が集まる場所であることから、テレビや映画等の撮影については、土地所有者である環境省や、施設管理者である阿蘇市への事前の届出が必要です。

また、ドローンやラジコン等の無人飛行機の飛行については、利用者への衝突の危険性があり、また、火口等の立入規制範囲内に墜落した場合に回収が困難であることから、中岳火口周辺 1km 圏内での飛行が原則禁止されています。

<手続きの種類と概要>

手続きの名称	内容	問合せ・提出先 (営業日は、全て平日 8 : 30～17 : 15)
阿蘇くじゅう国立公園環境省所管地内撮影届出 様式 1	火口周辺（砂千里を含む。）の環境省所管地で撮影を行う場合の、環境省に対する届出です。	阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 MAIL : NC0-ASO@env.go.jp TEL : 0967 - 34 - 0254 住所：熊本県阿蘇市黒川 1180
阿蘇中岳火口周辺における撮影届出 様式 2	火口周辺 1km 圏内で撮影を行う場合の、施設管理者に対する届出です。	阿蘇市経済部観光課 MAIL : kankou@city.aso.lg.jp TEL : 0967-22-3174 住所：熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1
阿蘇山火口付近におけるドローン等の飛行に関する許可申請	火口 1 km 圏内での撮影許可が得られるのは、調査研究目的に限ります（詳しくは右記までご連絡ください。）	阿蘇火山防災会議協議会 MAIL : volcano@city.aso.lg.jp TEL : 0967-22-3232（直） 住所：熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1

<様式 1 の手続きに関する条件>

環境省所管地内におけるテレビや映画等の撮影に当たっては、自然環境の保全、快適かつ円滑な公園利用の確保のため、下記の要件に適合しないものは撮影を認めない他、要件を満たすものであっても、車道以外への車両の乗り入れは認めません。

- ・通常の公園利用の範囲で行うものとし、舞台装置の持ち込み、土地の改変、奇抜な服装を用いての撮影等ではないこと。
- ・景観、動植物、水質等の自然環境に影響を与えないこと。
- ・公園利用上不快の念を与えたり、公園利用上の支障となったりしないこと。

<手続きに係る注意事項>

- ・届出書／申請書に加え、企画書及び地図（[参照](#)）を資料として添付してください。
- ・確認のため、提出後必ずお電話をお願いします。お電話頂けない場合、受理できないことがあります。

- ・手続きに時間を要することがあります。遅くとも、撮影日の1週間前までに手続きを済ませてください。

＜撮影時の注意事項＞

- ・大人数の撮影の場合、土日祝日の撮影をお断りしております。
- ・阿蘇山公園道路の開業時間外での撮影を希望する場合、火山ガス探知機も停止するため、より一層の身体への火山ガスの注意が必要となります（撮影は登山者と違い、その場に留まるため）。また、開業時間外に公園道路を使用する場合は、通行料とは別に費用等を負担いただく場合がありますので、道路管理者である阿蘇市観光課と協議してください。
- ・届出受理後、「撮影に係る注意事項について」をお送りしますので、撮影当日は写しを携帯してください。※当日現場職員（阿蘇市防災情報課）に提示を求められる場合があります。その他、現場職員の指示には従ってください。
- ・阿蘇火山は大量の火山ガスを常時噴き出しており、風向きによっては立ち入りが規制されます。撮影中、最新の火山情報 (<http://www.aso.ne.jp/~volcano/>)を確認するとともに、立入規制が発令されたら、ただちに、退避してください。
- ・呼吸器及び心臓に疾患のある方は立ち入らないでください。